## 大槻 賢孝 様

舞鶴市産業創造室

いつもお世話になっております。

さて、10 月 27 日付けで貴殿から受理いたしました行政文書開示請求『喜多地区に建設予定であったパーム油発電所に関して、住民説明会に多々見市長が出席しなかった件で、市として「住民から市長の出席要請があったが、組織として市長に伝えないと判断した」と決定した内容がわかるもの』については、10 月 29 日にお越しいただいた際にお伝えいたしましたとおり、文書は存在いたしません。

舞鶴市役所において作成する行政文書につきましては、国の行政機関に適用される公文書管理法のように作成すべき文書(法第4条)を定めた条例はありませんが、その取り扱いについては舞鶴市行政文書取扱規程によって適切に収受・配布、起案・決裁・施行および管理するよう定めております。

また、同法第34条では、地方公共団体においても文書の適正な管理に関して必要な施策を策定 し実施するよう努力義務を課しておりますので、舞鶴市役所においても同法の趣旨を踏まえて公 文書の適正な作成・管理に努めております。

## (公文書管理法(抜粋))

- 第四条 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思 決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を 作成しなければならない。
  - 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
  - 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯
  - 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及び その経緯
  - 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
  - 五 職員の人事に関する事項
- 第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要 な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

他方、日常的に庁内で行われる報告、連絡、相談等について全てを行政文書として作成・管理 している訳ではなく、口頭による場合もあります。

本件「喜多地区におけるパーム油発電計画」の6月13日に開催された喜多地区環境保全委員会との公開協議については、「あくまでも今回は2月25日の第1回協議に続く2回目の位置づけで、地元からの疑問点や理解されていない部分を互いに埋めていく趣旨であり、引き続き事務方のトップである堤副市長が参加する」ことは、口頭により多々見市長にも確認していたことでありますので、市長への出席要請については副市長と協議の上、伝えなくてもよいと判断したものであります。

なお、文書としては存在していないながらも、こうした経緯については市議会の場でもご説明 しておりますし、市長の記者会見でも、行政文書として存在するものだけを発言しているわけで はありませんので、本件につきましても、報道や市民の皆様に虚偽の説明をしているということ にはならないという認識であります。